

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険料の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、介護保険料の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

平成30年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険料の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び伊佐市介護保険条例等に基づき、介護保険料の賦課徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②賦課の算定や所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③賦課における特別徴収対象者の確認 ④その他賦課徴収のために行う事務 【収納及び滞納整理事務】 介護保険料の徴収事務を行う。過誤納等が生じたときは、還付又は他の滞納税などへの充当を行う。納期限までに納入・納付していない者に対して督促状を発送し、必要に応じて地方税法等に基づく滞納処分を行う。具体的には ①納税・納付義務者からの納付・納入状況の確認 ②過誤納者へ還付又は充当処理 ③納税証明書等の発行 ④財産調査、その他調査権の行使 ⑤徴収猶予、換価猶予及び滞納処分の停止の決定 ⑥滞納処分後の換価及び配当
③システムの名称	・Acrocity(介護保険料・総合収納・総合滞納) ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・(介護保険料・総合収納・総合滞納)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の68の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(94の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]